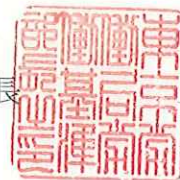


東労基発 1117 第 1 号
令和 3 年 11 月 17 日

関係団体の長 殿

東京労働局労働基準部長



冬季における転倒災害等防止について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

令和 2 年の東京都内における労働災害の発生状況について、休業 4 日以上之死傷災害件数は 10,645 件と 3 年連続で 1 万件を超えています。このうち、転倒災害は 2,508 件と全体の約 24% を占め労働災害全体の中でも最も多くなっており、特に、転倒災害に占める 60 歳以上の労働者の割合は約 4 割を占めています。

令和 3 年 10 月末現在における転倒災害は 1,821 件と前年同期と比べて 4.4% 増加 (1,745 件) しており、依然として増加傾向にあります。

さて、冬季においては、積雪・凍結を原因とする転倒災害、交通労働災害、除雪作業中の墜落・転落災害等の労働災害が多発することが懸念されます。東京都内においても、平成 30 年に発生した積雪量 20 センチメートルを超える大雪後には、屋外のみならず屋内を含めた転倒災害が大幅に増加したことから、これら転倒災害を防止するためには、気象情報の活用によるリスク低減の対策を講じることが重要です。

また、転倒災害の主な原因は「つまずき」、「すべり」、「踏み外し」であることが分かっていますが、その要因を分析したところ、転倒災害防止には

「段差解消」 「乱雑解消」 「濡れ解消」

の基本の徹底が重要であることが分かりました。

今般、冬季における転倒災害防止を目的とした別添のリーフレットを作成しましたので、これを御活用いただき、貴団体の広報媒体を通じた周知啓発に御協力賜りますようお願いいたします。

また、東京労働局のホームページにも電子媒体を掲載しておりますので、御活用ください。

○ STOP! 冬季の転倒災害 リーフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001014592.pdf>



【担当】

東京労働局労働基準部安全課 武知
電話：03-3512-1615